

「本試験によく出る！第7類消防設備士問題集」 法改正による訂正

法改正により内容に変更が生じたため、以下のように訂正いたします。

P.150 問題 39 (1),(3)

- (1) 免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内に1回目の講習を受けねばならない。
(3) 前回講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内に受講しなければならない。

P.150 問題 39 解説 1-2 行目

- (1)(3) 免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内、その後は受講日以後における最初の4月1日から5年以内に受講する必要があるので正しい。

P.153 問題 43 解説 (1)

消防設備士は、免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内に都道府県知事(総務大臣が指定する市町村長その他の機関を含む)が行う工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を受け、その後は受講日以後における最初の4月1日から5年以内に講習を受けなければならない。

P.207 問題 6 解説

講習の受講時期は「免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内、その後は受講日以後における最初の4月1日から5年以内に受講する」となっています。

以上